

副本

令和6年（ネ）第453号 国家賠償請求控訴事件

控訴人（一審被告） 東京都

被控訴人（一審原告） 大川原化工機株式会社 外5名

証拠申出書

令和6年2月29日

東京高等裁判所第14民事部イ（二）C係 御中

控訴人東京都指定代理人

大塚啓



同

河方伸



同

寺本孝規



同

布川尚基



次の者らを尋問されたく申出致します。

なお、略語の表記は、控訴人（一審被告）東京都の従前の例によります。

1 人証の表示

- (1) 〒 [redacted]
東京都 [redacted] 警視庁 [redacted] 警察署内
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 30分)
- (2) 〒 [redacted]
東京都 [redacted] 警視庁 [redacted] 警察署内
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 20分)
- (3) 〒 [redacted]
東京都 [redacted] 警視庁 [redacted] 警察署内
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 20分)
- (4) 〒 [redacted]
東京都 [redacted] 警視庁 [redacted]
証人 [redacted] (呼出し・尋問予定時間 25分)

2 立証の趣旨

- (1) 証人 [redacted] ([redacted] 警部補) について

証人は、亡相嶋の取調べを担当した警察官である。

同人の証言により、亡相嶋の取調べ状況を明らかにし、同取調べの際、亡相嶋が、「温度計座」、「差圧計座」及び「導圧管」（「測定口」と思われる箇所）等が極端に温度が低い旨を述べた事実がないことなどを立証する。

- (2) 証人 [redacted] ([redacted] 巡査部長) について

証人は、亡相嶋の取調べに補助者として立ち会った警察官である。

同人の証言により、亡相嶋の取調べ状況を明らかにし、同取調べの際、亡相嶋が、「温度計座」、「差圧計座」及び「導圧管」（「測定口」と思われる箇所）等

が極端に温度が低い旨を述べた事実がないことなどを立証する。

(3) 証人 [] ([] 巡査長) について

証人は、亡相嶋の取調べに補助者として立ち会った警察官である。

同人の証言により、亡相嶋の取調べ状況を明らかにし、同取調べの際、亡相嶋が、「温度計座」、「差圧計座」及び「導圧管」（「測定口」と思われる箇所）等が極端に温度が低い旨を述べた事実がないことなどを立証する。

(4) 証人 [] ([] 巡査部長) について

証人は、本件任意取調べ及び本件弁解録取に補助者として立ち会った警察官である。

同人の証言により、本件各事件の取調べを通じ、一審原告島田に本件要件ハの「殺菌」の解釈をあえて誤解させた上、本件各噴霧乾燥器が本件要件ハの「殺菌」ができる性能を持っていることを認める趣旨の供述調書に署名指印するよう仕向けるなどした事実がないこと、一審原告島田の弁解録取書を作成するに当たり、一審原告島田の指摘に沿った修正をしたように装い、実際には一審原告島田が発言していない内容を記載した弁解録取書を作成し、同人に署名指印させるなどした事実がないことなどを立証する。

3 尋問事項

別紙のとおり

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した際の、相嶋静夫氏の取調べの状況について
- 2 上記取調べにおける相嶋静夫氏の発言内容等について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した際の、相嶋静夫氏の取調べの状況について
- 2 上記取調べにおける相嶋静夫氏の発言内容等について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件の捜査に従事した際の、相嶋静夫氏の取調べの状況について
- 2 上記取調べにおける相嶋静夫氏の発言内容等について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上

別紙

尋 問 事 項

証 人



- 1 証人が、大川原化工機株式会社、大川原正明氏、相嶋静夫氏及び島田順司氏を被疑者とする外国為替及び外国貿易法違反被疑事件につき、島田順司氏の任意の取調べに補助者として立ち会った際の状況について
- 2 上記事件につき、令和2年3月11日の島田順司氏の弁解録取手続に立ち会った際の状況について
- 3 その他、上記に関する一切の事項

以 上